

令和7年9月吉日

関係者各位

一般社団法人宮崎県精神保健福祉士協会
会長 押川 奉史
(公印省略)

令和7年度 入院者訪問支援事業理解促進研修会のご案内について

拝啓 秋涼の候 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。当協会の事業につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年（2022年）12月の精神保健福祉法改正により、「入院者訪問支援事業」が制定され、令和6年（2024年）4月より施行されました。（別紙1参照）

現在、全国的に事業が展開されておりますが、本県においても早急の支援体制の構築が必要となっております。

つきましては、入院者訪問支援事業の現状や意義について理解を深めていただくため、下記の通り研修会を開催いたします。

敬具

記

日 時：令和7年10月25日（土） 14:00～16:30（受付 13:30）

場 所：県総合保健センター5階 大研修室（〒880-0032 宮崎県宮崎市霧島1丁目）

開催方法：集合（対面）のみ

参加対象者：精神保健福祉士、精神科病院関係者（医師、看護師、心理師、作業療法士）、行政機関、障がい者相談支援専門員など

申込み方法：以下URLもしくはQRコード

（事情により難しい場合は、FAXでもお申込みいただけます）

URL：<https://forms.gle/CHJ8KdXXLxLnY1Zt9>

FAX：0985-78-2325

申込締切日：令和7年10月13日（月）



◀ 申込み QR コード 協会 HP 内 QR コード ▶

画像を携帯で読み込むと簡単にアクセスできます



以上

プログラム内容

13 : 30～14 : 00	受付
	開会あいさつ
14 : 00～14 : 15	(1) 講義 「入院者訪問支援事業の実施に向けた県の状況について」 <講師> 宮崎県障がい福祉課 副主幹 木下 朋子
14 : 15～15 : 45	(2) 講義 「入院者訪問支援事業について」 <講師> 国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 地域精神保健・法制度研究部 特任研究員 名雪 和美 (元 厚生労働省精神・障害保健課相談支援専門官)
15 : 45～16 : 00	休憩
16 : 00～16 : 30	質疑応答
16 : 30	終了

※タイムスケジュールが変更となる場合もありますので、ご了承ください。

一般社団法人宮崎県精神保健福祉士協会
〒880-0853

宮崎県宮崎市中西町165番地1
電話番号：0985-78-3003
FAX番号：0985-78-2325
E-mail：jimukyoku@miyazaki-mhsw.jp
事務局担当 若井

令和7年度 入院者訪問支援事業理解促進研修会

<参加申込書>

<所属機関名>

<電話番号>

<メール>

<代表者氏名>

職場等、複数でお申込みされる場合は、代表者及び参加者全員の氏名をご記入ください。

氏 名	
1	
2	
3	

備考



申込締切日：令和7年10月13日（月）

URL もしくは QR コードより Google フォームにてお申し込みください

申し込み URL : <https://forms.gle/CHJ8KdXXLxLnY1Zt9>



FAX : 0985-78-2325



◀申込み QR コード この画像を携帯で読み込むと
Google フォームにアクセスできます

入院者訪問支援事業の経緯・目的

医療保護入院や措置入院など、本人の同意に基づかない入院により治療を行っている患者については、平成 25 年精神保健福祉法改正法の附帯決議(平成 25 年 5 月 30 日参議院厚生労働委員会)において、その意思決定及び意思表明について代弁を含む実効性のある支援の在り方について早急に検討を行うこととされており、これまでモデル事業や調査研究等を通じて、支援の在り方やその手法について検討されてきたところである。

他方で、家族等がない場合の市町村長同意による医療保護入院者については、医療機関外の者との面会がなく、本人の孤独感や自尊心低下が顕著となり、人権擁護の観点から望ましくない。

このため、都道府県等を中心として、市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、精神科病院を訪問し、生活に関する相談等に応じて、患者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに必要な情報提供を行う支援体制を構築する。

入院者訪問支援事業（令和 6 年度以降）

- 精神科病院で入院治療を受けている者については、医療機関外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることを踏まえ、入院者のうち、家族等がない市町村長同意による医療保護入院者等を中心として、面会交流の機会が少ない等の理由により、第三者による支援が必要と考えられる者に対して、希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等を役割とした訪問支援員を派遣するもの。
- 実施主体は都道府県、政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）



精神科病院に入院している支援対象者の**自尊心低下、孤独感、日常の困りごと等の解消**が期待される。

厚生労働省「入院者訪問支援事業について」より引用

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00003.html]